

とあるべし

但し酒榮與平が會社に對し誠意を缺ぐ行爲ありと會社が認めたる時は右期間中と雖も右の補助金支出を停止せしむ。

五、將來《の人夫は會社直轄とし繼續就労志願するものは頑めに會社に於て雇入の受付をなすこと

六、本件發生以來人夫の提出せる要求書其の内容は一切白紙とすること

法人協調會福岡出張所

發第八五號

昭和十一年五月三十日

福岡出張所長 潤 原

進

昭和鐵工株式會社從業員勞働爭議狀況別紙の通御送付申上候